

あじさい 入所料金表 (H27.4.1～)

多床室 (4人部屋) 料金

(単位:円)

基準費用額	要介護区分	本人1割負担分			保険対象外		本人負担合計 (1日分)		本人負担合計 (30日分)	
		施設サービス費	栄養マネジメント加算	認知症ケア加算	居住費	食費	こすもす棟 ひまわり棟 (一般棟)	すみれ棟 (認知症専門棟)	こすもす棟 ひまわり棟 (一般棟)	すみれ棟 (認知症専門棟)
第3段階	要介護1	789					2,554	2,632	76,620	78,960
	要介護2	838					2,603	2,681	78,090	80,430
	要介護3	901	15	78	370	1,380	2,666	2,744	79,980	82,320
	要介護4	953					2,718	2,796	81,540	83,880
	要介護5	1,008					2,773	2,851	83,190	85,530
第2段階	要介護1	789					1,824	1,902	54,720	57,060
	要介護2	838					1,873	1,951	56,190	58,530
	要介護3	901	15	78	370	650	1,936	2,014	58,080	60,420
	要介護4	953					1,988	2,066	59,640	61,980
	要介護5	1,008					2,043	2,121	61,290	63,630
第1段階	要介護1	789					1,564	1,642	46,920	49,260
	要介護2	838					1,613	1,691	48,390	50,730
	要介護3	901	15	78	370	390	1,676	1,754	50,280	52,620
	要介護4	953					1,728	1,806	51,840	54,180
	要介護5	1,008					1,783	1,861	53,490	55,830
第1段階	要介護1	789					1,104	1,182	33,120	35,460
	要介護2	838					1,153	1,231	34,590	36,930
	要介護3	901	15	78	0	300	1,216	1,294	36,480	38,820
	要介護4	953					1,268	1,346	38,040	40,380
	要介護5	1,008					1,323	1,401	39,690	42,030

従来型 個室 料金

基準費用額	要介護区分	本人1割負担分			保険対象外		本人負担合計 (1日分)		本人負担合計 (30日分)	
		施設サービス費	栄養マネジメント加算	認知症ケア加算	居住費	食費	こすもす棟 ひまわり棟 (一般棟)	すみれ棟 (認知症専門棟)	こすもす棟 ひまわり棟 (一般棟)	すみれ棟 (認知症専門棟)
第3段階	要介護1	714					3,749	3,827	112,470	114,810
	要介護2	760					3,795	3,873	113,850	116,190
	要介護3	823	15	78	1,640	1,380	3,858	3,936	115,740	118,080
	要介護4	876					3,911	3,989	117,330	119,670
	要介護5	929					3,964	4,042	118,920	121,260
第2段階	要介護1	714					2,689	2,767	80,670	83,010
	要介護2	760					2,735	2,813	82,050	84,390
	要介護3	823	15	78	1,310	650	2,798	2,876	83,940	86,280
	要介護4	876					2,851	2,929	85,530	87,870
	要介護5	929					2,904	2,982	87,120	89,460
第1段階	要介護1	714					1,609	1,687	48,270	50,610
	要介護2	760					1,655	1,733	49,650	51,990
	要介護3	823	15	78	490	390	1,718	1,796	51,540	53,880
	要介護4	876					1,771	1,849	53,130	55,470
	要介護5	929					1,824	1,902	54,720	57,060
第1段階	要介護1	714					1,519	1,597	45,570	47,910
	要介護2	760					1,565	1,643	46,950	49,290
	要介護3	823	15	78	490	300	1,628	1,706	48,840	51,180
	要介護4	876					1,681	1,759	50,430	52,770
	要介護5	929					1,734	1,812	52,020	54,360

※上記料金に、裏面の【補足】にある、各種加算等が個別に加わります。

※那珂川町は地域区分6級地ですので、1単位あたりの単価が、10.27円となります。上記料金は円換算したものです。

実際には端数が生じますので、請求時には日数により金額が前後する場合があります。

【 補足 】 その1

- 「介護保険負担限度額認定証」をお持ちの方は、居住費と食費に関して基準費用額との差額が介護保険から補われます。
- 入所日より30日間は、初期加算 30単位(31円)/日 加算されます。
- すみれ棟(認知症専門棟)入所の方は、認知症ケア加算 76単位(78円)/日 加算されます。
- 施設長(医師)の指示に基づき、療養食(糖尿病食、心臓病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、高脂血症食、痛風食など)を提供した場合、療養食加算 18単位(19円)/日 加算されます。
- 入所後3ヶ月以内の方が、集中的に(1週間に3日以上)、リハビリを受ける場合、短期集中リハビリテーション実施加算 240単位(247円)/日 加算されます。
- 入所後3ヶ月以内の認知症の方が、在宅復帰に向けた生活機能の回復を目的として、記憶の訓練、日常生活活動の訓練等を組み合わせたプログラムを週3回、個別に20分以上実施した場合、認知症短期集中リハビリテーション実施加算 240単位(247円)/日 加算されます。
- 夜勤職員配置加算 24単位(25円)/日
入所者20名に1名以上、かつ入所者41名以上では2名、入所者40名以下では1名を超える事。
- サービス提供体制強化加算(Ⅰ)1 18単位(19円)/日
(介護職員の総数の内、介護福祉士の割合が60%以上の場合)
- サービス提供体制強化加算(Ⅰ)2 12単位(13円)/日
(介護職員の総数の内、介護福祉士の割合が50%以上の場合)
(※1、2のいずれかを算定)
- 口から食事が摂れるものの、飲み込む機能に障害があり、誤嚥が認められる方に対して適切なケアを行った場合、経口維持加算が加算されます。
<基準により、経口維持加算Ⅰ 400単位(411円)/月 経口維持加算Ⅱ 100単位(103円)/月>
- 経口移行加算 28単位(29円)
経管栄養により食事を摂取している方が対象
- 入所期間が1ヶ月を超えると見込まれる方の入所予定日前30日以内、又は入所後7日以内に退所後に生活する予定の自宅を訪問し、施設サービス計画の策定や診療方針の決定を行った場合。
①入所前後訪問指導加算(1) 450単位(463円)/回 ②入所前後訪問指導加算(2) 480単位(493円)
- 地域連携診療計画情報提供加算 300単位(309円)/回
地域連携診療計画(地域連携パス)を運用している医療機関から入院された際に、地域連携診療計画に基づいて作成した診療計画を当該医療機関に提供した場合。
- 所定疾患施設療養費 305単位(314円)/日
肺炎や尿路感染症、带状疱疹の方に施設内にて投薬や検査等を行う場合。
- 認知症行動・心理症状緊急対応加算 200単位(206円)/日
あじさい医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため在宅での生活が困難で緊急に入所する事が適当であると判断し、入所サービスを提供した場合。
- 認知症情報提供加算 350単位(360円)/回
過去に認知症の原因疾患に関する確定診断を受けておらず、認知症のおそれがあると医師が判断した方が対象

【 補足 】 その2

- 退所前訪問指導加算 460単位(473円)/回
- 退所後訪問指導加算 460単位(473円)/回

入所期間が1ヶ月を超えると見込まれる入所者の退所に先立って当該入所者が退所後生活する居宅を訪問し、当該入所者及びその家族等に対して退所後の療養上の指導を行った場合に、入所中1回(入所後早期に退所前訪問指導の必要があると認められる入所者にあつては、2回)を限度として算定し、入所者の退所後30日以内に当該入所者の居宅を訪問し、当該入所者及びその家族等に対して療養上の指導を行った場合に、退所後1回を限度として算定する。
- 退所時指導加算 400単位(411円)/回

入所期間が1月を超える入所者が退所し、その居宅において療養を継続する場合において、当該入所者の退所時に、当該入所者及びその家族等に対して、退所後の療養上の指導を行った場合に、入所者1人につき1回を限度として算定する。
- 退所時情報提供加算 500単位(514円)/回

入所期間が1月を超える入所者が退所し、その居宅において療養を継続する場合において、当該入所者の退所後の主治の医師に対して、当該入所者の同意を得て、当該入所者の診療状況を示す文書を添えて当該入所者の紹介を行った場合に、入所者1人につき1回に限り算定する。
- 退所前連携加算 500単位(514円)/回

入所期間が1月を超える入所者が退所し、その居宅において居宅サービス又は地域密着型サービスを利用する場合において、当該入所者の退所に先立って当該入所者が利用を希望する指定居宅介護支援事業所に対して、当該入所者の同意を得て、当該入所者の診療状況を示す文書を添えて当該入所者に係る居宅サービス又は地域密着型サービスに必要な情報を提供し、かつ、当該指定居宅介護支援事業所と連携して退所後の居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合に、入所者1人につき1回を限度として算定する。
- 緊急時治療管理 511単位(525円)/日

病状急変時など救急救命医療が必要となり、投薬や処置等を行った場合。
- 若年性認知症利用者受入加算 120単位(124円)/日
- ターミナルケア加算

医師が医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した入所者に対して、ターミナルケアが行われた場合
【死亡日前4～30日】160単位(165円)/日 【死亡日前日及び前々日】820単位(843円)/日 【死亡日】1650単位(1695円)/日
- 外泊時費用 362単位(372円)/日

外泊が、2泊3日以上の際、外泊初日と最終日以外は施設サービス費に代って、上記の外泊時費用となります。 ※1ヶ月に6日を限度
- 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (ひと月の合計単位数×0.027)
- テレビレンタル は、99円/日

持込は、ご遠慮頂いております。ご希望の方は、イヤホンをご持参ください。
- 電気代として、持ち込みの電化製品1点につき 15円/日 が必要 (電気毛布、電気行火等)
- 理美容代、私物の洗濯代、インフルエンザ予防注射代、診断書は実費。
- 紙パンツ、オムツ、尿とりパット類、石鹸、シャンプーなどは料金に含まれていますが、歯ブラシ、歯磨き粉、ティシュペーパー、ハンドクリーム、乳液など個人で使用するものは含まれていませんので、必要な方はご持参ください。
- レクリエーション費など教養娯楽費は実費となります。必要時にはご連絡致します。

※ 那珂川町は地域区分6級地ですので、1単位あたりの単価が、10.27円 となります。()内は、1日あたりの自己負担の目安です。実際には端数が生じますので、請求時には日数により金額が前後する場合があります。

あじさい 入所料金表 (2割負担の方) (H27.8.1~)

多床室 (4人部屋) 料金

(単位:円)

要介護区分	本人2割負担分			保険対象外		本人負担合計 (1日分)		本人負担合計 (30日分)	
	施設サービス費	栄養マネジメント加算	認知症ケア加算	居住費	食費	こすもす棟 ひまわり棟 (一般棟)	すみれ棟 (認知症専門棟)	こすもす棟 ひまわり棟 (一般棟)	すみれ棟 (認知症専門棟)
要介護1	1578	29	156	370	1,380	3,357	3,513	100,710	105,390
要介護2	1676					3,455	3,611	103,650	108,330
要介護3	1802					3,581	3,737	107,430	112,110
要介護4	1906					3,685	3,841	110,550	115,230
要介護5	2015					3,794	3,950	113,820	118,500

従来型 個室 料金

要介護区分	本人2割負担分			保険対象外		本人負担合計 (1日分)		本人負担合計 (30日分)	
	施設サービス費	栄養マネジメント加算	認知症ケア加算	居住費	食費	こすもす棟 ひまわり棟 (一般棟)	すみれ棟 (認知症専門棟)	こすもす棟 ひまわり棟 (一般棟)	すみれ棟 (認知症専門棟)
要介護1	1428	29	156	1,640	1,380	4,477	4,633	134,310	138,990
要介護2	1520					4,569	4,725	137,070	141,750
要介護3	1646					4,695	4,851	140,850	145,530
要介護4	1752					4,801	4,957	144,030	148,710
要介護5	1857					4,906	5,062	147,180	151,860

※上記料金に、裏面の【補足】にある、各種加算等が個別に加わります。

※那珂川町は地域区分6級地ですので、1単位あたりの単価が、10.27円となります。上記料金は円換算したものです。

実際には端数が生じますので、請求時には日数により金額が前後する場合があります。

【補足】 その1 (2割負担の方)

- 「介護保険負担限度額認定証」をお持ちの方は、居住費と食費に関して基準費用額との差額が介護保険から補われます。
- 入所日より30日間は、初期加算 30単位(62円)/日 加算されます。
- すみれ棟(認知症専門棟)入所の方は、認知症ケア加算 76単位(156円)/日 加算されます。
- 施設長(医師)の指示に基づき、療養食(糖尿病食、心臓病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、高脂血症食、痛風食など)を提供した場合、療養食加算 18単位(37円)/日 加算されます。
- 入所後3ヶ月以内の方が、集中的に(1週間に3日以上)、リハビリを受ける場合、短期集中リハビリテーション実施加算 240単位(493円)/日 加算されます。
- 入所後3ヶ月以内の認知症の方が、在宅復帰に向けた生活機能の回復を目的として、記憶の訓練、日常生活活動の訓練等を組み合わせたプログラムを週3回、個別に20分以上実施した場合、認知症短期集中リハビリテーション実施加算 240単位(493円)/日 加算されます。
- 夜勤職員配置加算 24単位(50円)/日
入所者20名に1名以上、かつ入所者41名以上では2名、入所者40名以下では1名を超える事。
- サービス提供体制強化加算(Ⅰ)1 18単位(37円)/日
(介護職員の総数の内、介護福祉士の割合が60%以上の場合)
- サービス提供体制強化加算(Ⅰ)2 12単位(25円)/日
(介護職員の総数の内、介護福祉士の割合が50%以上の場合)
(※1、2のいずれかを算定)
- 口から食事が摂れるものの、飲み込む機能に障害があり、誤嚥が認められる方に対して適切なケアを行った場合、経口維持加算が加算されます。
<基準により、経口維持加算Ⅰ 400単位(822円)/月 経口維持加算Ⅱ 100単位(206円)/月>
- 経口移行加算 28単位(58円)
経管栄養により食事を摂取している方が対象
- 入所期間が1ヶ月を超えると見込まれる方の入所予定日前30日以内、又は入所後7日以内に退所後に生活する予定の自宅を訪問し、施設サービス計画の策定や診療方針の決定を行った場合。
①入所前後訪問指導加算(1) 450単位(925円)/回 ②入所前後訪問指導加算(2) 480単位(986円)
- 地域連携診療計画情報提供加算 300単位(617円)/回
地域連携診療計画(地域連携パス)を運用している医療機関から入院された際に、地域連携診療計画に基づいて作成した診療計画を当該医療機関に提供した場合。
- 所定疾患施設療養費 305単位(627円)/日
肺炎や尿路感染症、带状疱疹の方に施設内にて投薬や検査等を行う場合。
- 認知症行動・心理症状緊急対応加算 200単位(411円)/日
あじさい医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため在宅での生活が困難で緊急に入所する事が適当であると判断し、入所サービスを提供した場合。
- 認知症情報提供加算 350単位(719円)/回
過去に認知症の原因疾患に関する確定診断を受けておらず、認知症のおそれがあると医師が判断した方が対象

【補足】 その2 (2割負担の方)

- 退所前訪問指導加算 460単位(945円)/回
- 退所後訪問指導加算 460単位(945円)/回

入所期間が1ヶ月を超えると見込まれる入所者の退所に先立って当該入所者が退所後生活する居宅を訪問し、当該入所者及びその家族等に対して退所後の療養上の指導を行った場合に、入所中1回(入所後早期に退所前訪問指導の必要があると認められる入所者にあつては、2回)を限度として算定し、入所者の退所後30日以内に当該入所者の居宅を訪問し、当該入所者及びその家族等に対して療養上の指導を行った場合に、退所後1回を限度として算定する。
- 退所時指導加算 400単位(822円)/回

入所期間が1ヶ月を超える入所者が退所し、その居宅において療養を継続する場合において、当該入所者の退所時に、当該入所者及びその家族等に対して、退所後の療養上の指導を行った場合に、入所者1人につき1回を限度として算定する。
- 退所時情報提供加算 500単位(1027円)/回

入所期間が1ヶ月を超える入所者が退所し、その居宅において療養を継続する場合において、当該入所者の退所後の主治の医師に対して、当該入所者の同意を得て、当該入所者の診療状況を示す文書を添えて当該入所者の紹介を行った場合に、入所者1人につき1回に限り算定する。
- 退所前連携加算 500単位(1027円)/回

入所期間が1ヶ月を超える入所者が退所し、その居宅において居宅サービス又は地域密着型サービスを利用する場合において、当該入所者の退所に先立って当該入所者が利用を希望する指定居宅介護支援事業所に対して、当該入所者の同意を得て、当該入所者の診療状況を示す文書を添えて当該入所者に係る居宅サービス又は地域密着型サービスに必要な情報を提供し、かつ、当該指定居宅介護支援事業所と連携して退所後の居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合に、入所者1人につき1回を限度として算定する。
- 緊急時治療管理 511単位(1050円)/日

病状急変時など救急救命医療が必要となり、投薬や処置等を行った場合。
- 若年性認知症利用者受入加算 120単位(247円)/日
- ターミナルケア加算

医師が医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した入所者に対して、ターミナルケアが行われた場合【死亡日前4～30日】160単位(329円)/日、【死亡日前日及び前々日】820単位(1685円)/日、【死亡日】1650単位(3389円)/日
- 外泊時費用 362単位(744円)/日

外泊が、2泊3日以上の際、外泊初日と最終日以外は施設サービス費に代って、上記の外泊時費用となります。 ※1ヶ月に6日を限度
- 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (ひと月の合計単位数×0.027)
- テレビレンタル は、99円/日

持込は、ご遠慮頂いております。ご希望の方は、イヤホンをご持参ください。
- 電気代として、持ち込みの電化製品1点につき 15円/日 が必要 (電気毛布、電気行火等)
- 理美容代、私物の洗濯代、インフルエンザ予防注射代、診断書は実費。
- 紙パンツ、オムツ、尿とりパット類、石鹸、シャンプーなどは料金に含まれていますが、歯ブラシ、歯磨き粉、ティシュペーパー、ハンドクリーム、乳液など個人で使用するものは含まれていませんので、必要な方はご持参ください。
- レクリエーション費など教養娯楽費は実費となります。必要時にはご連絡致します。

※ 那珂川町は地域区分6級地ですので、1単位あたりの単価が、10.27円 となります。()内は、1日あたりの自己負担の目安です。実際には端数が生じますので、請求時には日数により金額が前後する場合があります。